



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《 〃 〃 〃 宮城県政記者会》

令和元年9月2日
国土交通省東北運輸局

弘南鉄道株式会社に対する改善指示について（概要）

平成31年4月14日に発生した弘南鉄道大鰐線における列車脱線事故を踏まえ、当該事業者に対し4月15日付けで警告書を発出し、原因究明と再発防止について指示を行いました。しかし、当局においても当該事業者の改善すべき点を把握し、より適切な指導や改善につなげることを目的として、同年4月15日から17日まで保安監査を実施した結果、管理体制等に改善を要する事項が認められたことから、本日付けで改善措置を講じるよう指示しましたので、お知らせいたします。

（改善指示の概要）

1. 鉄道の安全は、現場の判断のみならず、組織全体で確保するものであることに鑑み、安全統括管理者を中心とした安全管理体制を改めて構築すること。
2. まくらぎ1本ごとの管理について、当初の計画に基づき、早急に着手するとともに、計画的に実施すること。
3. まくらぎ1本ごとの不良度合いや交換の必要性の判断、まくらぎの点検頻度・時期等について、現場管理者任せとせず、基準等を定めて、これに基づき実施すること。
4. 検査担当者に対して、軌道等の検査の項目、着眼点、手順等について教育を徹底するとともに、検査体制の見直しを行い、軌道設備の保守管理を確実に実施すること。

（添付資料）

保安監査結果について（写）

《お問合せ先》
東北運輸局 鉄道部 鉄道安全監査官
佐藤、宮崎
Tel：022-380-1002



東鉄監第8号
東鉄技第58号
東鉄安第56号
令和元年9月2日

弘南鉄道株式会社
代表取締役社長 船越 弘造 殿

国土交通省
東北運輸局長 吉田 耕一郎

保安監査の結果について

平成31年4月15日から4月17日まで貴社に対して保安監査を実施したところであるが、監査の結果、改善を要する事項が認められたことから、下記の事項について改善を講ずるよう指示する。

なお、講じた措置については、令和元年10月2日までに報告されたい。

記

1. 貴社の大鰐線では、平成31年4月14日に軌間拡大を原因とする列車脱線事故が発生した。

保安監査では、列車脱線事故を踏まえ、線区全体の安全性を確認したところ、次の事実を確認した。

(1) 軌道設備の保全におけるまくらぎの管理において以下の①～④の事実を確認した。

- ① 木まくらぎの管理において、通達「地域鉄道等における軌間拡大防止策の促進について」（平成30年7月9日付け東鉄技第50号）に基づく、まくらぎ1本ごとの管理の実施時期が当初計画より先送りされていた。
- ② まくらぎの不良判定や交換の目安について定めたものがなく、まくらぎ1本ごとの不良度合いや連続している状況に基づく交換の必要性の判断が現場管理者任せとなっており、適切に行われていなかった。
- ③ 直ちに交換する段階に至っていないものの、不良と判定された木まくらぎ

らぎが一定区間に複数発生している状況であったにもかかわらず、点検の頻度を上げるなどの対応がとられていなかった。

- ④ 冬期間の凍結と融解の繰り返し等による犬くぎの締結力低下を懸念しての融雪後に実施することとしていた点検を、融雪した箇所から順次実施せず、現場管理者の判断により全線が融雪してからとしていた。

- (2) 脱線区間以外において、監査の前日に巡視による軌道設備の点検等を行っているにもかかわらず、多くの犬くぎの浮き及びPCまくらぎの締結装置が損傷している状況等が確認された。監査後に補修されたものの、その要因が検査担当者の見落としによるものであることを確認した。

2. 軌間拡大による脱線事故については、類似案件が連続したことから、平成30年6月に運輸安全委員会から国土交通大臣に対し、軌間拡大防止策を推進するための必要な指導に努めるよう意見が出された。これを受けて、同年7月に当局より、優先箇所を考慮した軌間拡大防止策を行うよう指示したところであり、貴社においては、当該指示を受けた後に、速やかに対策を講じるべきであった。

しかし、貴社は十分な安全対策をとることなく、本件の列車脱線事故を生じさせている。

については、貴社において、今後の安全管理体制を改善し、輸送の安全を確保するために、以下の事項の改善措置を講ずること。

なお、これらの改善措置を講ずるにあたっては、当該事項に係る業務の実施計画、実施方法、実施状況、管理方法等の妥当性について検証するなど、背後要因を含めて当該事項が発生した原因を究明したうえで、再発防止に必要な改善策を策定するとともに、法令に基づく検査の実施等、輸送の安全に係る業務が適切に実施できるよう必要な措置を講ずること。

- ① 鉄道の安全は、現場の判断のみならず、組織全体で確保するものであることに鑑み、安全統括管理者を中心とした安全管理体制を改めて構築すること。
- ② まくらぎ1本ごとの管理について、当初の計画に基づき、早急に着手するとともに、計画的に実施すること。
- ③ まくらぎ1本ごとの不良度合いや交換の必要性の判断、まくらぎの点検頻度・時期等について、現場管理者任せとせず、マニュアル等を定めて、これに基づき実施すること。
- ④ 検査担当者に対して、軌道等の検査の項目、着眼点、手順等について教育を徹底するとともに、検査体制の見直しを行い、軌道設備の保守管理を確実に実施すること。

3. なお、この指示に従わず、安全管理体制の改善が確認できない場合や、再

び違反行為があった場合には、以下のとおり、事業の改善を命ずる場合がある。

(1) 事業改善命令を行使し得る根拠となる法令の条項（行政手続法第 35 条第 2 項第 1 号）

鉄道事業法第 23 条

(2) 上記の条項に規定する要件（行政手続法第 35 条第 2 項第 2 号）

鉄道事業法第 23 条の鉄道事業者の事業について、輸送の安全その他公共の利益を阻害している事実があると認められること。

(3) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由（行政手続法第 35 条第 2 項第 3 号）

輸送の安全その他公共の利益を阻害している事実が確認され、鉄道事業法第 23 条第 1 項第 3 号及び第 6 号で定める措置を講ずる必要があるため。